

新婚生活を応援します

東近江市住まいる事業補助金

市民結婚新生活支援事業

平成31年1月1日以降に婚姻届を提出された新婚世帯の住宅取得に要する費用の一部を補助します。

※住宅取得前に申請する必要あり

補助対象者 次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住民登録を有すること
- ②平成31年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日の年齢がいずれも34歳以下であること
- ③世帯所得が340万円未満であること（所得控除の要件あり）

④交付申請時において、市町村税を完納していること

⑤交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有すること

補助金額

新築住宅、建売住宅または中古住宅取得費用の10分の10（上限20万円）

応募締切

令和2年2月28日金

申請住宅課

☎0748・24・5669

IP050・5801・5691

FAX0748・24・5578

よい歯で健康に

親と子のよい歯のコンクール

最優秀賞に藤田さん親子

と子のよい歯のコン



口腔衛生に対する関心を高め、健康づくりを進めることを目的に、「東近江市親と子のよい歯のコンクール」を6月13日(木)に開催しました。最優秀賞を受賞された藤田千織さん、絢音ちゃん

親子は、滋賀県が開催する「第68回親子でいい歯コンクール」に本市を代表して出場されます。

☎東近江保健センター☎0748-23-5050  
IP050-5801-5050 FAX0748-23-5095

協働のまちづくり

「共に考え、共に創る」わがまち協働大賞

協働によるまちづくりを進めるため、市内で実施されたプロジェクト、活動、行事、制度など協働の取組事例を募集し、優良事例を表彰します。

また、表彰された事例への副賞（サービスのクーポン券など）を提供していただける協賛事業所も募集します。

事例の募集

募集期間 8月2日(金)午後5時まで  
申込方法 II 所定の申込用紙（市ホームページからダウンロード可）に事

業の概要が分かるもの（チラシ・企画書など）を添えて提出してください。他薦でも申込みできます。

協賛事業所の募集

募集期間 11月8日(金)午後5時まで  
申込方法 II 所定の申込用紙（市ホームページからダウンロード可）を提出してください。

申請認定NPO法人まちづくりネット

ト東近江（八日市緑町4-1）

☎0748・56・1277

1年間よろしくお祈りします

人権のまちづくり協議会 役員が決定しました

令和元年度東近江市人権のまちづくり協議会の会長・副会長は次のとおりです。（敬称略）

会長 久保 善久（平田）  
副会長 河村 栄一（五個荘）  
井上 均（蒲生）

また、各地区の人権のまちづくり協議会会長は次のとおりです。

氏名	地区	氏名	地区
久保 善久	平田	國領 茂	市辺
奥野 義之	玉緒	若林 善文	御園
大谷 直之	建部	吉田 勲	中野
加川 泰正	八日市	奥島 かおり	南部
小口 広之進	永源寺	河村 栄一	五個荘
澤田 康弘	愛東	増田 信夫	湖東
小松 安希子	能登川	井上 均	蒲生

☎生涯学習課 ☎0748-24-5672  
IP050-5801-5672 FAX0748-24-1375

豊かな自然に囲まれて

布引山霊苑・能登川墓地公園 利用者募集

①布引山霊苑（瓜生津町）14区画、②能登川墓地公園（佐野町）19区画を募集します。☎市内に住所または本籍地がある世帯主が戸籍筆頭者

☎①使用料33万円と管理料10年分7万円

②使用料25万円と管理料5年分7,500円  
☎申込書に本籍および続柄の記載のある住民票の写しを添えて、7月16日(火)～31日(水)（土・日曜日を除く。）の8:30～17:15に生活環境課または各支所に申し込んでください。（郵送不可）利用者と区画は抽選で決定します。

※2カ所の墓地を同時に申し込むことはできません。抽選会の日程などは申込者に後日連絡します。

☎生活環境課 ☎0748-24-5633  
IP050-5801-5633 FAX0748-24-5692

歴史と文化に触れる

林業遺産認定

木地師文化フォーラム

フォーラム

林業遺産に認定された小椋谷の地で、木地師文化の継承と魅力ある木工芸の創造による地域づくりの可能性について考えます。

活動事例紹介

木地師のふるさとアーカイブプロジェクト  
須藤護さん（龍谷大学名誉教授）  
高田清さん（ボランティアスタッフ）  
パネルディスカッション

「木地業を地域づくりに活かす試み」  
「産業としての新しい価値と発信」

◆コーディネーター

櫻井龍彦さん（名古屋大学名誉教授）

◆パネラー

矢羽田匡裕さん（木地師「ウッドアート楽」）

酒井義夫さん（木地師「ろくろ舎」）

山下亨さん（岡山県美作市特定政策担当）

策担当

☎7月15日(祝)

午後1時30分～午後3時45分

☎木地師やまの子の家

☎企画課

☎0748・24・5610

IP050・5801・5610

FAX0748・24・1457

明るい社会を築こう

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

強化月間にあわせて、社会を明るくする運動研修会を東近江地区更生保護女性会の主催で開催します。

☎7月18日(木)13:30から  
☎あかね文化ホール

☎健康福祉政策課  
☎0748-24-5512  
IP050-5801-0945  
FAX0748-24-5693



更生ペンギンのホゴちゃん

無料で参加  
できます。

子どもたちの成長のために

東近江やまの子

キャンプ

ボランティアスタッフ募集

市内の小中学生を対象に夏休みに実施する「東近江やまの子キャンプ」で、子どもたちの活動を補助していただくボランティアスタッフを募集します。

内容 II イワナ焼き、活動写真撮影、子どもたちの安全管理など  
☎8月3日(土)～8月8日(木)  
☎愛郷の森キャンプ場（和南町）

☎野外活動に興味があり、心身ともに健康な人（中学生以下を除く。）

※子どもが好きな人を大歓迎します。

☎経験や資格は問いません。

☎若干名

☎7月19日(金)まで

☎生涯学習課

☎0748・24・5672

IP050・5801・5672

FAX0748・24・1375



東近江市で働こう

## 合同就職面接会を開催

市内に就業場所のある事業所約40社が参加予定です。その場で面接が受けられます。

参加事業所など詳しくは市ホームページをご覧ください。

時 8月3日(土)13:30~16:00

場 能登川コミュニティセンター ホール

対 令和2年3月大学などを卒業予定の学生(卒業後3年以内含む。)

・若年求職者(概ね40歳代前半まで)

問 商工労政課 ☎0748-24-5565

IP 050-5802-9540 FAX 0748-23-8292



10月25日(金)~11月4日(休)の11日間、姉妹都市のアメリカ合衆国ミシガン州マレット市から来市される友好親善使節団を迎えます。ボランティアでホストファミリーになっていただける市内在住の家庭を募集します。

㈱朝と夕方に市役所または市内の指定場所へ団員を送迎していただける家庭(申7月19日(金)までに指定の申込書に必要事項を記入し、東近江国際交流

協会または企画課まで応募してください。

※申込書は東近江国際交流協会および市のホームページに掲載しています。(郵送可)

※ホストファミリーは、使節団員の希望と調整の上、決定します。

問 東近江国際交流協会(八日市緑町1-9)

IP 050-5802-9606

(平日午前10時~午後4時)

姉妹都市との交流

## 姉妹都市使節団受け入れ ホストファミリー募集

平和の尊さを考えよう

## 東近江市 平和祈念式典

戦争の悲惨さ、平和の尊さを市民の皆さんとともに考え、次世代につなげる機会として、平和祈念式典を開催します。献花、戦跡訪問の作文発表などを行います。

時 8月3日(土)9:30~10:35

場 愛東コミュニティセンター



問 健康福祉政策課

☎0748-24-5512 IP 050-5801-0945

FAX 0748-24-5693

将来への橋渡し 国民年金

## 保険料の納付が困難な場合は、 免除・猶予制度があります

国民年金の保険料を納めることは義務ですが、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得など一定の要件があり、申請して承認を受けることが必要です。

令和元年7月分から令和2年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続きすることができます。

なお、免除・猶予・学生特例は、申請日から2年1カ月前までさかのぼって手続きをすることができます。

### ■保険料の納付免除

本人や配偶者、世帯主の前年所得

が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

なお、一部免除(4分の1免除半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

### ■納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

### ■学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

### ■国民年金課

☎0748-24-5631

IP 050-5801-5631

FAX 0748-24-5576

または各支所

後期高齢者医療制度のお知らせ

## 後期高齢者 医療保険料決定通知書を 7月中旬に郵送します

平成31年度(令和元年度)の保険料は、平成30年中の所得に基づき計算しています。

「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

### 新しい被保険者証を 7月中旬に郵送します

8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(びわ色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。



## 「限度額適用・標準負担額 減額認定証」を更新します

入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると入院時の食事が減額され、医療機関でのお支払いの上限が限度額までとなります。

対象となる人は、後期高齢者医療制度の被保険者で、平成31年度(令和元年度)の市県民税が世帯全員非課税の人です。

令和元年7月31日まで有効の認定証をお持ちの人で、令和元年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証を郵送する際に同封します。(手続き不要)

対象となる人で限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちでない人は申請してください。

### 医療制度が改正されます

平成31年4月から後期高齢者医療保険料の制度が一部改正されました。詳しくは、医療保険料決定通知書に同封するしおりをご覧ください。

問 国民年金課・保険料課

☎0748-24-5632

IP 050-5801-5632

FAX 0748-24-5576

あなたの大切な一票を

## もうすぐ参議院議員通常選挙



### ■本市で投票できる人

満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上本市に住所があり、本市の選挙人名簿に登録されている人(本市を転出した人は、転出後4カ月未満で、新住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、本市で投票できます。)

### ■投票所入場整理券

入場整理券は、公示の日から郵送を開始します。ひとつの封筒に世帯分を同封して送付します。

入場整理券を紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### ■投票所・時間

投票日当日は、入場整理券に記載された投票所で投票してください。投票時間は、7:00~20:00(一部の投票所では、7:00~19:00)です。

### ■投票の方法

選挙区選挙 候補者氏名を記入してください。  
比例代表選挙 候補者氏名または政党等の名称を記入してください。

### ■無料送迎タクシーの運行

投票日当日に自宅から投票所までの往復に限り、無料タクシーを運行します。どなたでも利用できます。

### ■期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票ができない人は、期日前投票ができます。

※詳しくは入場整理券に同封のお知らせをご覧ください。

### ■不在者投票

選挙管理委員会が指定する医療機関や施設などに入院中または入所中の人は、施設の長(院長など)に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

引越、出張などで遠隔地に滞在している場合も、本市の選挙管理委員会に投票用紙を請求すると、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙の請求は早めをお願いします。

問 東近江市選挙管理委員会 ☎0748-20-1118

IP 050-5801-5600 FAX 0748-20-1119